

原 著

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

岡 典子*・中村 満紀男**

本論文の目的は、義務教育制度が確立した明治時代末期から大正時代中期までの中国地方5県の小学校が劣等児問題に対して何らかの対処をするまでの過程を県教育会雑誌を中心に比較検討し、劣等児問題の認識と理論的・実践的対処にはいかなる条件が必要であったのかを究明しようとするものである。劣等児の発生原因には環境因が多いとみなされていたが、それは、二部教授等の制度上の問題と教員の量・質の問題や、通学の継続を妨げる貧困の問題等を意味していた。大正時代になると、明治時代の教育方法に対する反省や大正デモクラシーにおける児童尊重および個人差の重視が、劣等児への注目を生んだ。中国地方5県のなかで岡山県が傑出して劣等児教育が盛んになったが、それは、劣等児教育に関心をもつ校長や教員が多かったためである。その基盤として、産業構造の変化を背景とした中等学校への進学希望者の急増があり、それによって生じた、進学を実現する小学校教育の効率化という時代的要求が、間接的に劣等児教育を盛んにしたと考えられる。

キー・ワード：劣等児 中国地方 中等学校進学 大正デモクラシー 産業構造の変化

I. はじめに

1. 劣等児問題に対する問題意識と先行研究

劣等児という名称は、主に学業不振の小学校¹⁾児童に対して第二次世界大戦前の日本の教育界で便宜的に使用された歴史的総称であり、一定の条件のもとで成立した小学校における指導問題と教育政策上の課題を内包する劣等児問題となる。その条件とは、明治30年代前半(20世紀初頭)における義務教育制度の確立、同一年齢の児童から構成され、一人の正教員が担当する学級概念の明確化、学級の複数化と児童に教授すべき指導内容の基準化(明治23年第二次小学校令)、教授の形態・方法に対する教員の関心であった(戸崎[2000] 28-29)。

学業不振児の処遇問題が成立するのは、一般に義務教育確立の第一段階として観察される普遍的な現象であり、日本でも直面せざるをえない問題であった。劣等児問題は、劣等児が正規の義務教育対象であること、その発生規模が大きいこと、発生原因における大きな多様性において、盲児や聾啞児、精神薄弱児等とは政策的・実践的優先性において根本的に異なっていた。

それにもかかわらず、戦前の日本では、欧米先進国のように劣等児教育を制度化したり、小学校教育の主流から何らかの分化をして計画的に対処したりする政策がほとんどとられなかった。それでは、戦前日本の初等教育界において、劣等児問題は認識され、改善・解決の方法が開発されていなかったのであろうか。本論文では、義務教育制度が確立した明治時代末期における中国地方の5県の初等教育界が、劣等児問題に

* 筑波大学人間系

** 福山市立大学教育学部

対して何らかの対処をするまでの過程を比較検討し、劣等児問題の認識と理論的・実践的対処にはいかなる条件が必要であったのかを、劣等児教育のピークである大正時代末期（1920年代半ば）の前段階である大正中期までの時期において究明しようとするものである。

これまで、全国的な状況および特定地方の集中的な検討を行うことによって、劣等児・低能児教育の全体像を描こうとした戸崎敬子の先駆的な研究がある（戸崎 [2000]）。また、特定の県や学校・人物に関する研究は相当数ある。本論文の研究課題と直接関連する研究には、迫ゆかりらの岡山県倉敷小学校の特別学級教育を成立から展開までを追究した重層的で多面的に捉えた研究があり（清水・迫 [1989]、迫 [1989]）、なかでも迫・清水・志賀（1987）、迫・清水（1989）は本論文と直接関連する。

本論文が中国地方を対象にする第一の意味は、地理的に近接していた5県が、明治30年代後半以降になって、相互影響性を高めることになったことである。この時代は、鉄道の開通によって人の移動が容易になり、郵便取扱量や新聞講読によって情報流通が改善された（鳥根県 [1979] 17-18）。もちろん、山陰と山陽とでは自然と産業において相当の違いがあるが、低い就学率やより深刻な貧困問題に悩んでいた下位県では、その向上や改善において隣接する上位県の動向は無視できない要素となり、上位県への近似を目標とするようになる。

第二に、中国地方5県には、就学率が高く劣等児の教育が進んでいた県と、就学率では全国でも下位にあり、劣等児教育の計画がほとんどなかった県とを含んでいるために、劣等児教育の比較検討には適切な対象である。岡山県の劣等児教育についてはすでに迫らの研究が網羅的かつ詳細に検討しているが、本論文では岡山県を含む中国地方という一定範囲の地域に拡大して検討することによって、中国地方の他の県と対照させて岡山県の位置づけを再検討が可能になるとともに、これまで、戸崎（2000）によって指摘されていた劣等児成立の背景としての資

本主義の成立や学力重視政策といった外形的な条件や新教育の理念の拡大等（p.26-27, 62-66）について、具体的な内容や劣等児教育成立との内的関連を深めることができる。明治時代末期以降において、とりわけ山陽地方では産業構造や教育需要の変化に象徴される社会的・教育的変動が生じていたとみられ、劣等児教育との関連を検討することができる。

なお本論文では、当時使用された用語を歴史的表現として使用する。

2. 方法

(1) 主要資料：主な資料として、鳥取県教育会、島根県教育会、岡山県教育会、広島県教育会、山口県教育会の月刊誌を用いる。誌名には変遷があり、また、刊行年が早い雑誌と遅い雑誌では、約20年間の差があるほか、図書館の所蔵状況も各誌によって異なる²⁾（梶山・須田 [2006]）。県教育会雑誌の編集は、一般に実務を師範学校と附属小学校の教員が担当するが、編集長は県教育界の幹部である。内容は、教育の理論・動向・会員間の交流・情報伝達、政策の指示・連絡を目的とする雑誌である。誌面構成は時代により変化があるが、本論文が対象とする時期では、冒頭に編集長の論説、講演記録、研究、実践、教育会活動報告、関係法令や人事情報、会員の声、文芸欄を網羅した総合雑誌であるが、編集方針は、編集陣や各県教育会雑誌ごとに同一ではない。執筆者は教育会外部の専門家からの寄稿と会員の投稿者によっており、各県の小学校教育に関連する情報を時系列的に辿ることができる資料としては、これに代わるものはない。しかし、小学校教育のトピックから漏れる障害児教育の関連情報は、他の資料で補充する必要がある。

なお、県教育会は元来、会員制の自主的研修団体として発足し、会員の範囲は、県によって多少異なるが、小学校を中心に、師範学校および中等学校、補習学校の教員である。県教育会雑誌はその機関誌である。しかし県教育会は、中央集権体制の確立過程のなかで、図書館事業・教員養成・夏期講習等、県教育政策の補完的役

割を担うとともに、国の教育政策の円滑な実施のための組織となっていく。

(2) 分析方法

1) 指導方法の質的記述：迫・清水（1989）等の先行研究で採用されている劣等児の定義とその指導の次元（理念や指導の紹介、方法の提案等）による一般的な分析方法を援用することに加えて、実践の質や効果を見定める一つの指標として、指導方法の質的・内容的記述に着目する。この指標は、著書・講演の紹介や概説的内容ではなく、対象児の実態分析、指導の試み、教師自身のデータに基づく実践性、指導の理念・意図との対応等から判断する。また、全国規模の教育雑誌との比較対照については、必要な範囲で行う。

2) 検討時期：劣等児の教育処遇問題が盛んになったとされる日露戦争終結（明治38年9月5日）後から、劣等児教育のピークとなる前段階の大正時代中期までとする。この約15年間を、劣等児教育の導入期（明治時代末まで）とピークの準備段階となる大正時代中期までに分ける。

II. 各県教育会雑誌における劣等児問題および関連する諸問題

1. 各県教育会雑誌における劣等児・低能児教育への着目内容

(1) 明治時代末まで：5県の県教育会雑誌において劣等児問題に間接的に関連する論文・記事は、一般に刊行時期が早い県教育会雑誌に掲載されている。しかし、出版時期の違いはあっても、劣等児と関連記事には、どの県においてもほぼ一定の順序性がある。最初しばらくは就学義務の履行強化、貧困による不就学問題への対処、教育や指導の心理学的基礎、教員の学力の記事が多く、劣等児教育関連記事がほとんどないことは、各県教育会雑誌において認められる。

岡山県教育会雑誌を例にとると、この時期の主題は以下の通りである。

・小児観察（1892.1）、齒と知慧との関係

（1892.7）、児童の注意力（有岡 [1892.7]）、成績と出席日数の関係（1898.8）、教育衛生講義（三宅 [1899.6]）、学校衛生の目的（1900.12）、福井市の優良児学級（中原 [1901.1]）

これ以外に、不就学や子守教育、トラホーム予防や言語（吃音・方言）に関連する記事が多い。岡山県では、檜垣直右知事（1902.2-1906.7在任）による盲啞教育推進政策との関連で盲啞教育関連の情報が最も多い。

中国地方5県のなかで最も早く、劣等児の対処について言及されるのは山口県教育会雑誌『防長教育』においてであり、明治37（1904）年2月号以降、小学校教員による劣等児関係の短文が掲載される。劣等という否定的なラベルをもつ児童に対する心理的配慮の必要性和指導の試みが述べられている（山田 [1904.2]）。劣等生の特性に対する教師の特別な注意を喚起した文章もある（居田 [1904.7]；廣中 [1904.12]）。劣等の原因のうち、ほとんどが環境因であること（当時の一般的な見解）、対処の方法が原因に対応していること（その大半は個別的配慮）は注目される（柳水生 [1908.2]）。小学校や県・郡の劣等児教育・低能児教育への対応についてはそれぞれの箇所述べる。

ついで島根県教育会雑誌では、明治38（1905）年に、やや詳細な実践論文が発表される。高等小1年女子、70人学級における指導の工夫であるが、内容には特筆すべきものはない（松岡 [1905.2]）。翌月にはさらに詳細な実践論文が発表される。この論文の特徴は、劣等児の発生には教師の指導に責任があること（これも一般的な見解）、標準的な対処法だけでなく、学業劣等の主要科目である算術科と国語科に分けての工夫が列挙されている（銀峯 [1905.5]）。島根師範附属小学校訓導の著者は、児童の学習への興味減退・希薄こそ学業不振の最大の問題であると考え、特別指導による予習と優等児との組み合わせを指導の要件とするが、劣等児の達成感と学級児童との共感関係も重視している（花田 [1907.5]）。その後、後述する大正6年

の論文「特殊学級を併置せよ」が発表されるまで、本県教育会雑誌では、視察・転載記事以外に劣等児関係の情報はない。なお、取扱規程設定による小学校の対応については、対応の項で取り上げる。

山口県と島根県の初期における劣等児指導で共通するのは、劣等児に対する教師の同情と共感である。しかし、劣等児指導に関心をもたない教員は優等生には親切だが、劣等生には冷淡であったという（長沼 [1910.3] 41）。

鳥取県教育会雑誌では、知能検査やマンハイム・システムの紹介は他県よりも早かったが、簡単な情報に過ぎない。その後も、自前のデータによる発表はほとんどない。そのなかで県教育大会の「5分間演舌」で、算術科の劣等児取扱実験を発表した教員は、行動特徴と教授原則を述べた（市原 [1908.5]）。「特殊児童の教育の一」では、身体と精神の「不規律」な児童を対象に若干の経験が記されている。しかしその方法は、日常の指導の範囲に留まっている（鳥取県教育雑誌 [1907.5]）。なお、明治41年9月の論説「小学校異常児の教育」については後述する。

岡山県では、明治40（1907）年5月に岡山県師範学校附属小学校主事・清水淳が、訓導が試みていた座席配置とより綿密な注意等および始業前における英語・算術・綴り方の指導等を紹介し、清水の劣等児に対する実験心理学的な興味を示したが（清水 [1907.5]）、9月以降になると、実践的な意図をもった劣等児指導関係の論文が掲載されるようになる。岡崎保治は、特別学級設置の長短を列举して、研究上の理由以外の特別学級設置を否定している（岡崎 [1907.9]）。船越茂傳治（玉島高等小学校長）は、高等科2年男子の算術成績の悪い37人を3ヶ月間個別に留意して指導した結果を、担当訓導の報告により示している（船越 [1907.9]）。明治44（1911）年には、浅野辰之進が、指導上の基準となる劣等児童用の算術教材の配列案を発表した（浅野 [1911.3]）。これ以降、玉島小学校教員は、本誌への寄稿者が続き、劣等児教

育の実践の拠点の一つとなった。

広島県教育会雑誌では、劣等児についてはほとんど掲載がない。そのなかで、広島師範学校附属小学校訓導が「算術科教授管見」という短い論文のなかで、一斉教授における優等児・劣等児の個別的教授法の必要性を指摘している（岡 [1909.6]）。

ところで、全国的にみれば明治40年前後の時期は劣等児関係の著作が発表されはじめた時期だった。織田勝馬・白土千秋『小学児童劣等生救済の原理及び方法』の刊行が明治39（1906）年1月、文部省留学生・服部教一「目下独逸ニ行ハルル新小学校編制法」、同じく文部省留学生・槇山榮治「マンハイム小学校組織調査報告」の官報掲載が、それぞれ明治39（1907）年10月31日と明治40年12月11日、乙竹岩造『低能児教育法』（目黒書店）の刊行が明治41（1908）年4月だった。これらの著作や外国情報が発表される前と後では、全国規模の教育雑誌に掲載された劣等児教育に直接関係する著書・論文の量には大きな違いがあり、明治30年代末期までの時期では、発表数はまだ少ない。その一つに、明治34（1901）年、栃木県の高等科60名の担任・岡安末吉は、読書・作文・算術の3科目のみ児童の同意を得て優劣組に二分して、教材分量（読書）・記述程度（作文）・数の大小（算術）を「遅鈍なる児童」に対応させて指導した成果を発表している（岡安 [1901.6]）。なお、この文章には、当時の学術・実践論文の常套句だった欧米先進国の学説や人名を示すカタカナは、一切ない。

しかし、明治39年以降、全国教育雑誌において、とくに劣等児に関連する論文・記事が急増し、執筆者にも地理的な広がりが出てくる。発表された内容は劣等児の原因や教育に関する概説と大雑把な指導指針が示された時期である。東京高等師範学校附属小学校では、小林佐源治が低能児教育に着手する。また、樋口長市（1871-1945）らが研究者として登場し、長野県の小学校や岩手師範学校附属小学校等の実践が脚光を浴び、明石女子師範学校附属小学校主

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

事の及川平治（1875-1939）らが新しいタイプの実践的研究者として活躍を始める時期でもあった。日本の小学校における劣等児・低能児教育の曙光の時代であった。

(2) 大正時代中期まで：この時期は、とりわけ5県教育会雑誌の間で格差が広がる時代であった。岡山県と広島県の教育会雑誌には、劣等児関係の記事が多数掲載されるのに対して、山陰の県教育会雑誌は情報量も自前の実践的資料も乏しかった。大正6年（1917）3月の島根県教育会雑誌に掲載の「分団教授瞥見記」は、当時分団教授法で名高かった奈良と明石の二つの師範附属小学校の見学記録である（松浦 [1917.3]）。

大正10年代の島根県と鳥取県の小学校では、劣等児の教育実践に基づく問題提起は、ほとんどみられなかった。ただし、教材カードを利用した分団式教授により、優等児（補充カード）・劣等児（基本カード）の指導を両立させようとした論文（田熊 [1915.9]；田熊 [1915.12]）が他県教育会雑誌に掲載された。

山口県教育会雑誌では、劣等児教育に対しては山陰とは異なるアプローチがみられる。それは、安田親治訓導による優等生と劣等生の両立を目ざすマンハイム・システムの改編、すなわち、3学級2担任制を利用して正系学級のほかに小規模で複式の傍系学級を設置し、成績の向上しだいで2つの学級間を相互往来させる編制法であった。さらに彼は、劣等生を援助する優等生の学力も伸ばす算術科中心に独立マンハイム方式、すなわち、複式の能力別編成である優等級の甲組と劣等級の乙組に分けて、1週間ごとに成績により相互往来させる編制法へと発展させた。彼は、この編制法を課外教授にも拡大した（安田 [1914.7; 1914.10; 1915.6]）。

同じ頃、豊浦郡小月小学校では、各児童の知能に応じて全力活動を行わせる「応能式努勉主義教授法」を開発していた。教材の有機的配列、選択配列にも工夫を要する方法で、優等・劣等生を含むすべての児童を対象とした（豊浦郡小月小学校 [1915.11]）。さらに、同じ郡の小学

校長は、一斉教授・分団教授・個別教授を組み合わせた指導法を算術科において実施した（厚海 [1916.5]）。このように少なくとも山口県の一部地域では、大正4-5年には劣等児を対象とするかなり濃密な教育実践が展開されていた。このような活動には、明らかに当時流布していた個性教授学説が影響していた。

広島県教育会雑誌では、教授法開発という方向ではそれほど実りがあるとはいえなかった。大正2年に東京で開催された全国訓導協議会（初等教育研究会主催）に参加した教員が、算術科の研究報告件数65件のうち2件の劣等児対象の研究があったと報告した（岡 [1914.1]）。このほかに、教授法関係では、算術科における劣等児指導の論文が会誌に掲載された。21以下の分解総合ができなかった45名を2組に分けて、第一段階では豆を用いて「見覚^マ、触覚、筋覚によりて記憶に」訴える3段階の補習を夏休みに行った。1名を除いた全員が4学年の算術科課程を十分に学習できたという（呉市小学校 [1915.8]）。

これ以外に、直接教授に関係する寄稿はない。劣等原因と感情や注意力などの心理学的実態調査（井上 [1916.1]）、学力の低下や劣等は教授法の拙劣にも原因があるとする発表もあった（土井 [1915.7]）。『芸備教育』159号は学校編制の方案の特集であったが、1人の執筆者だけが劣等児を取り上げて、劣等-最優等、中等-優等、最劣等-最劣等、中等-中等の児童間の組み合わせを提案した（細川 [1917.7]）。

劣等児に対する教員の取り組みの位置づけは、県や市によって異なっていたようである。上記の呉市小学校の劣等の改善の努力は、児童にも教師にも大いに有意義だったが、この活動が教師自宅で行われたことは、この指導が教師の個人的な活動だったことを意味する。

最後に岡山県の教育会雑誌であるが、劣等児教育論文は多数かつ多様であった（迫・清水・志賀 [1987]；迫・清水 [1989]）。教科は算術科だけでなく、綴方でも取り上げられ、また、指導がより困難な初学年教育や休日を利用して

の補習指導まで拡大している。

最も発表点数が多い算術科から取り上げる。本落は、表に問題、裏に解答を記した算術カード利用した教授法を開発し、問題の選択、カードの整理、使用法、座席配列と個別教授等により、優等生と劣等生の算術科学習に有効であるとした（本落 [1913.11]）。女子師範附属小学校の山下は筆算指導において、指導方法と達成目標を設定して、基礎教材の理解を十全にしたうえで練習教材へ発展することを強調する。彼も、児童の自信と喜びを重視している（山下 [1915.5]）。浅野は、能力差を顧慮した教材を与えて成果を挙げているが、優中劣という学級内での指導上の区別が劣等児の士気を下げるとどうかは、指導次第であるという（浅野 [1916.9]）。野田澤は、原因や分類、外来の学級編制法の紹介等にとどまり、時間を逆行した感のある内容を示す（野田澤 [1918.3]）。

劣等児に対する関心は、劣等児の苦手とする綴方にも広がってきた。久保田は、とくに俳句では優等・中等・劣等の児童別に区分して句作を示している（久保田 [1920.2]）。劣等児の綴り方問題を詳細に取り上げたのは、男子師範附属小学校の二階堂である。劣等児が綴方の意義を理解する方法と救済の方法を具体的に示している（二階堂 [1919.2]）。

このほかに、劣等児と不良児を主な対象に自発的努力を重視した休日開催の野外指導（個別指導と鉱植物の採集や写生）の実践例もある（木山 [1915.5]）。初学年劣等児を対象とする論文の実際の内容は、劣等原因と取扱の簡略な記述に過ぎない（大森 [1917.9]）。

劣等児を、より広い範疇で捉えようとする論文もみられる。平島は、「心身の発達尋常」でない広範な児童を変異児として、自然・家庭・社会・身体との関係から分類し、取扱上の注意を示す（平島 [1914.1]）。岡山師範附属小学校の守屋は、異常児の種類、低能児の原因と身体的・精神的徴候を概説する（守屋 [1915.9]）。

劣等児に対する問題意識は、初等教育の一般的な問題に対しても援用されるようになる。玉

島小学校の早川は、中程度の能力を標準とする画一教育の弊害を、とりわけ劣等児において指摘し（早川 [1912.7]）、菅は、画一教育が優等児にも劣等児にも有害であることを示している（菅 [1914.1]）。

岡山県で劣等児指導に対する取組を学校の正規活動の一部として早い時期から実施した例には、玉島小学校がある（船越 [1907.9]）。

(3) 低能児教育：大正前半までの中国地方5県における劣等児教育は、特別学級編制ではなく一斉教授における教授法の開発・工夫だった。低能に言及する教育学講演や施設視察記は、時に県教育会雑誌に掲載されたが、実践課題として低能児を取り上げることは劣等児ほど多くはなかった。

明治41（1908）年10月の『防長教育』の「教育問答」欄には、劣等児と低能児の差異点の質問があった（防長教育 [1909.10]）。たしかに劣等と低能の概念の混同や混乱は少なくなかった（市川 [1910.8]）。しかし、少なくとも県教育会雑誌に掲載される論文・記事では、指摘されるほど、用語上の混乱が顕著であったわけではない。静枝「低能児の教育について」（[1909.7]）のように、低能児を能力が低い児童という意味で使用することで、劣等児をも含んで使用していた場合もあったと考えられる。他県の例であるが、第一回全国小学校教員会議で講演した三村安次（長野市）が「低脳」を劣等の意味で使用していることには疑問の余地がない（三村 [1906]）。

しかし、児童がやや逸脱した心身状態を示すと、小学校教員が、かんたんに低能児であると自己診断することへの警告が多かったことを考えると（教育学術界 [1909.3]；小学校 [1912.1]）、安易なラベルづけは、小学校の一般的な状況を反映していたのであろう。この問題は、後述する教員の資質問題と関連するし、関連専門職の顕著な不足にもよる。

明治41（1908）年、鳥取県教育会幹部が低能児教育の試行に積極的な態度を示している。論説「小学校異常児の教育」は低能児教育の奨

励であるが、入学後の半年～1年は教育の試行と観察、低能児と判明した場合は補助学校（学級）、あるいはマンハイム・システムと少人数学級の導入、単級学校での工夫を提案している（因伯教育 [1908.9]）。論説としては、この時期では実現可能性の低い、拙速が看取される提案である。鳥取県の特殊教育が他県よりも遅れているとの文部省視学官の指摘（因伯教育 [1908.7]）に対応するものであろう。この時期の約10年後、大正6年（1917）6月の鳥取県教育会雑誌にも、精神薄弱児の特殊学級設置に積極的な論文「特殊学級を併置せよ」が掲載された。かつての社会有用ではなく、精神薄弱児と同じ学級にいることによって「他の児童が受くる損失を無くして普通児童に対する教育の能率を向上すること」を特別学級の設置目的とすべきであるとする（松本 [1917.6]）。まさに上級学校への進学競争が始まった大正期の小学校現場での苦慮が、背景にあるものと思われる。

ほぼ同じ時期に広島県教育会雑誌の『芸備教育』でも、小学校長が低能児教育を繰り返し取り上げている。低能児教育を主題として天才教育と関連づけて述べているが、その必要性を指摘したにすぎない（寺尾 [1909.3; 1909.5; 1910.7]）。寺尾には裏づけとなる自己の実験試行が示されておらず、彼のいう「学理」も外国指向の典型であり、事大主義の傾向がある。また、天才教育が通常の学校教育の範囲内にはないとの考え方からすれば（乙竹 [1911.1]）、低能児と天才の教育を同列において論じることは現実的ではなかったはずである。

島根県教育会雑誌では、実践的な関心はみられないが、安易な診断を戒める記事の転載（1908.12）、低能を治癒する器具の国内ニュース（1910.8）が、鳥取県教育雑誌では、低能児を優良児にするドイツの電気実験のニュースが、掲載されている（1912.11）。

岡山県教育会雑誌でも、他県と同じ時期に低能児問題が取り上げられている。6月に論説で、低能児教育（定義は曖昧）と盲啞教育を「現代教育の進歩」とし、あらゆる人間を「徳化し普

く教化の余沢に浴せしめる」という教育の理想とした（岡山県教育会誌 [1908.6] 4）。世良長造は、卒業や修了が不可能またはそれに近い非白痴の児童17人を低能児として、指導の発展的な配慮に加えて心理的満足を加味した対処の試みを述べている（世良 [1908.8]）。

山口県の「本県の低能児童特別取扱法」は、劣等・白痴・てんかんと区別して低能の取扱法を述べている。しかし、放課後に30分から1時間の特別教授、長期休業中に劣等児とともに国語と算数の指導からみると、教育上の意味はほとんどなかったであろう（防長教育 [1912.1] 146）。

山口県の小学校では、低能児の教育について概して否定的な考え方であったように思われる。米原県視学の「教育上より見たる低能児の取扱方」（防長教育 [1909.7]）では、低能児を小学校教育の対象とは見ていない。県高官として就学免除を考えていると思われる。このような考え方は大正4（1915）年になっても変化がなく、入学してしまった低能児に小学校教育の基準を適用しようとしている（藤本 [1915.4]）。法律上は、教科目の加除は可能であったが（第三次小学校令第22・23条）、特別学級がない小学校では、低能児は小学校に居場所がなかったのである。

しかし低能児教育の実施の必要性は、つぎの理由から中国地方の小学校では明らかに感じられていたと思われる。

- ・講習会に低能児教育の講習学科目等を開設
広島県御調郡小学校教員講習会等で低能児童取扱法の科目（広島県 [1915] 第7-8号の表）。奥津講習における低能児教育（あさぬま・をがわ [1917.9] 54）。
- ・県外視察で低能児教育で有名な小学校を訪問
福岡県女子師範学校附属小学校（西村 [1910.10] 16。二部教授を行い、対象を劣等児と低能児とする。戸崎 [2000] 44）。熊本市山崎小学校（センター方式での劣等児と低能児の教育）（土井 [1924.3] 23-24; 藤原 [1924.5] 78。西村は島根県、土井と藤原は岡山県の教

員)。

- ・低能児教育が研究会の協議題
児童教育研究会主催による大正11(1922)年11月の岡山・広島・香川の三県連合児童教育研究会の協議題「特別学級を組織して劣等児並に低能児を教育する適切なる方法」。出席会員142名、傍聴者890名以上。編制基準と教育方針を明示、岡山県内小学校長4名による特別学級設置奨励金ならびに学級担任手当を県に建議(備作教育[1922.11])。

2. 教育行政・教育会・小学校・師範学校における劣等児問題

ここでは、劣等児に関する県・郡の指示や県教育会の指針、小学校の経営との関連をみる。

(1) 県・郡・小学校：岡山県は、不就学対象の限定と認定の厳格化が整備された時期に、明治38年2月24日岡山県訓令第8号により、発育不完全は病弱とともに猶予しか選択できないこととした。この県訓令が、第三次小学校令第33条第2項に基づいていることはいうまでもないが、発育不完全を自動的に猶予として処理することは、劣等児教育の制度的必要性に対する県の関心が低かったことを反映している。しかし教育界ですら類似の認識であったことは、後述する岡山市教育会の劣等児問題への対応によっても明らかである。

山口県では、劣等児教育が客観的には必要なのに実施されていない実態が明らかである。明治42(1909)年に県当局が「好例」「良好」と判断した就学・学校運営・指導に関連する事例を編纂刊行した。つぎは、郡による劣等児関連の対処事例である。

- ・「玖珂郡実業教育振興令」 小学校教育が十分に対応できていない一つとして「三、劣等生取扱法ノ研究不充分ナルコト」
- ・「都濃郡教授訓練改善ノ訓諭教授上ノ欠点」のうち教授の方法「十、優劣児童ノ取扱法研究不充分ナリ」(山口県[1909]1, 14-15, 16)。
- ・「熊毛郡小学校劣等児童取扱ニ関スル郡内施設ノ状況及其ノ成績」 将来の希望として、劣等児童特別学級の編制と望ましい担当教員

の条件等を説明(山口県[1909]3, 53-62)。

広島県山県郡では、1913(大正2)年1月、小学校長会同を開催し、劣等児童取扱についても協議したが「各学校ノ状況承リタシ」という情報交換にすぎなかった(芸備教育[1913.9]12)。広島県御調郡小学校講習会等では低能児童取扱法が主題だった(既述)。

学校の経営方針としても、劣等児への対応が記載されるようになる。明治40(1907)年11月、島根県邇摩郡温泉津高等小学校では「劣等生取扱に関する規程」に基づき、名簿作成、成績不良科目とその原因、指導方法、結果を記入する様式も定めているが、他県の劣等児に対する初期の対応で言及された教師側のあるべき態度はまったく触れていない。島根県の頓原村のような在郷町の小学校でも、「教育内容」充実方策として「三、劣等児童の救済」が挙げられている(島根県[1979]222)。岡山県浅口郡西浦小学校「我校の教育」では、優等児・劣等児についての記述がある(眞田[1918.2])。明治41(1908)年4月、模範校とされた山口県吉敷郡名田島尋常高等小学校では、経営方針の一つに「劣等児童の取扱方法」を挙げているが、その内容は個人教授が中心で、欠席児には特別教授、一定程度の劣等児には練習的教授を行うが、形式的な内容にすぎなかった(防長教育[1908.4])。

以上のように、劣等児教育は早急に着手すべき課題であることでは一致していたが、その実効度は疑わしかった。

(2) 教育会：明治35(1903)年11月15日に開催された広島県の第2回連合教育会で、尾道私立教育会から劣等児に対して、「正課時間外に於て補教をなすの可否」が提案されたが、採決にまで至らなかった(広島県私立教育会会報[1903.2]26)。この時期には、劣等児問題が未だ切実な教育課題となっていなかったと思われる。

明治38(1905)年6月2日開催の岡山市教育会総集会で談話題二件として「(ロ)劣等生取扱の方法」が取り上げられたが「後会迄の宿題とせり」となった。(イ)「学校基本財産の積立の方法」が7名の委員で検討することにした

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

のと比べると、(ロ)は実践的な切実さが希薄であり、提議が唐突でもあった(岡山県教育会誌[1905.9])。

ほぼ同じ時期に、岡山県教育会は、『戦時岡山県教育状況』を発表する。盲啞児の皆就学を強調するが、劣等児教育には触れていない(岡山県教育会[1905.8])。日露戦争後に鳥取県教育会が戦後における教育課題を報告しているが、劣等児関連の記述はない(鳥取県教育雑誌[1906.3])。岡山県私立上道郡教育会のように、劣等児童には「特に注意して命令に服従せしむべし」とか、劣等児は「登校するを喜ば」ないために「常に出席を奨励すべし」(岡山県私立上道郡教育会[1909.4.15] 32, 33)として、旧態依然の方針だった。

広島県教育会には初等教育調査部が置かれており、虚弱児の特別取扱法や体育衛生を取り上げているが、劣等児教育への方針は示していない。県教育会として盲啞教育関係への言及は多い。鳥取県教育会では、低能児の項で述べた論説「小学校異常児の教育」がある。なお、島根県では劣等児教育に対する教育会関連の記事はない。

大正期に至っても、各県教育会は組織としての劣等児問題への対応は見られなかった。中国地方では、個々の学校や教員の活動に劣等児問題への対応を委ねたように思われる。

(3) 師範学校：いち早く教育問題を認識し、対応することを任務とする機関や団体は、劣等児問題にどのように対処していたのだろうか。師範学校関係で劣等児に対する対応の必要性を提起した国内最初の例は、明治32(1899)年9月に仙台で開催された第二地方部師範学校附属小学校主事会議協議会(東北地方と北海道の師範学校)打ち合わせ事項「学力優等及び劣等徒の処置」(宮城県教育雑誌[1899.10])であろう。これは、師範学校側の洞察を示す相当に迅速な対応だった。中国地方では、明治40(1907)年に岡山県女子師範学校附属小学校が「二部教授と劣等児童の取扱法」をまとめ、尋常1・2年生の国語と算術の補習指導を隔日に行った(岡

山県女子師範附属小[1907.7])。明治42(1909)年には、広島県師範附属小学校に特別学級が開設される(戸崎[2000] 34)。

師範学校教諭または附属小学校主事・訓導は、仕事の一環として、劣等児問題の解説的論文を寄稿した。中国地方でも、師範学校教諭が概説的・解説的な論文(岡山県で例示すれば、守屋)であったのに対して、附属小学校訓導には試行的・先導的な実践(山下、細川、二階堂)がみられた。

Ⅲ. 中国地方における劣等児教育の成立条件

1. 就学率と出席率・卒業比率と上級校への進学

つぎに小学校教育において劣等児教育を成立させた教育的・社会的条件について、山陽と山陰、岡山県と他県における差を検討する。教育条件については、一般に児童の小学校への就学状況を示す指標としての就学率を、また、実際の出席状況を示す指標としての通学率を、さらに中途退学が多かった当時における実際の継続的な就学状況を示す指標としては卒業比率を利用する。社会的条件については、産業構造の変化とそれに伴う中等教育への需要拡大から検討する。

学齢就学率には、相当数の漏れがあったとされるが(土方[2002] 11-32)、現在のところ、特定地域を除いて文部省年報以外に利用可能な統計がない。20世紀初頭には、中国地方の5県ともに就学率が95%前後にまで達し、まもなく岡山県は全国一となったが、鳥取県は下位であった(97%台)。就学率の向上は、県や県・郡間における就学率の高さの競争、就学義務の厳格化のような諸々の就学督促策と貧困児童対象の不就学児対策の成果であった(私立岡山県教育会雑誌[1904.9]; 島根県私立教育会雑誌[1904.10]; 鳥取県教育雑誌[1905.9]; 防長教育[1908.5; 1908.7; 1909.2]; 芸備教育[1911.5])。その結果、島根県では1912(大正1)年に就学率が全国平均を上回るようになり、それ以降、「就学の促進よりは、すでに確保されている就

学実態の維持ないし発展に変容」した（島根県 [1979] 218）。

通学率・卒業比率も全国的に改善されていく（佐藤秀夫 [1971] 175）。通学率では、大正1（1912）年の通学率を100とすると大正13（1924）年105.2、卒業比率では、明治40（1907）年入学児の卒業比率100とすると大正11（1922）年入学児122.9（入学児の91.5%が卒業）となった。さらに、尋常小学校児童の上級学校への進学状況をみると、大正1（1912）年の進学率を100とすると大正13（1924）年125.2、尋小卒業者の135.2（66.9%）が高等小学校または中学・高女に進学した。この時期は、義務教育年限6年

への延長、文部省による高等小学校の尋常小学校への併置奨励、中等学校（中学校・女学校・実業学校）の設立の増加があった。大正末期には、卒業率の向上と卒業の一般化、中等教育への進学の増加、小学校卒業後の就職と進学への志向が全国的にみられたのである。

20世紀初頭には就学率が全国で高位となっていた岡山県と広島県における小学校の尋常高等小学校の中心化と中等学校の増加および児童生徒数の状況は、以下のとおりである。

これらの進学の増加は、教育上の理由からだけでなく、軽工業の発展と重工業への転換、鉄道網の新設・整備に伴う商業の発達为背景に

Table 1 尋常高等小学校と中等学校および児童生徒数の増加

		初等学校			中等学校			
		尋常小	尋高小	高等小	師範学校	中学校	女学校	実業学校
岡山県	明治39年	461	165	73	2	8	5	4
	児童生徒数	159583			460	3274	1216	1570
岡山県	大正5年	156	383	3	2	11	15	12
	児童生徒数	179057			571	4984	4440	2552
広島県	明治43年	547	175	39	2	9	5	8
	児童生徒数	175164			512	3447	1599	1079
広島県	大正4年	424	275	21	2	10	12	9
	児童生徒数	176851			667	4051	2878	1461

出典：渡邊頼母(1923), 97-98, 108-110；

広島県教育概要(1915), 19-29；広島県史近代1(1980), 1122.

岡山県統計書 明治39年(1912), 115, 133, 177-179, 181; 大正6年(1919), 116, 148, 151, 155.

広島県統計書 明治44年第2編(1913), 2, 40, 44, 46, 50; 大正6年第2編(1917), 2, 50, 54, 56, 60, 62.

Table 2 中国地方の従業者数と生産額の変化

	明治42年		大正14年	
	従業者数	生産額	従業者数	生産額
鳥取県	5083	2471	8032	18099
島根県	3782	1470	8088	18064
岡山県	19204	21304	40505	148172
広島県	11988	10958	37216	105810
山口県	4028	3564	16768	59804

単位：千円 単位：千円

出典：通商産業大臣官房調査統計部(1961), 236-241.

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

あった。Table 2は、5県における従業者数と生産額の変化を明治42年と大正14年で比較したものである。岡山県と広島県がこの2項目において他の3県よりも急増していること、すなわち、農業中心から近代産業への構造的変化が進行していたことが推測される。

第一次世界大戦がもたらした一時的な経済的好況とその後の長期的な不況は、農業から商工業へと児童・生徒の進路を変更させることになる。小学校は尋常高等小学校が常態となり、高等科および中等学校への進学者は急増する。とりわけ中等学校への進学熱が高まり³⁾、小学校の進学準備機関化が問題となりつつあった。上級学校への進学と就職指導（実業教育）が追加される小学校の機能付加が、小学校教育の効率化を必要とすることになる。すなわち、円滑な進学と進学可能な学力修得のためには劣等児の発生を少なくしたり、学力を改善したりすることが、小学校教育において重要な時代的要求となった（加藤 [1922.1]；島根県 [1979] 194-201）。大正時代に現れた進学準備教育の拡大と画一主義の解消・児童尊重・個性教育の一体化が、劣等児教育の振興に間接的な影響を与えた要因であると思われる。

2. 学級編制上の問題

劣等児問題の発生関与要因として、小学校の環境も関連した。就学奨励によって就学者が増加した結果、学校・学級数と教員数が不足したため、二部教授、複式教授、単級学校が増加し、過大学級も珍しくなかった。これらの後進的制度は、教員にはより大きな負担を与え、児童には円滑な学習を妨げた。島根県では大正14年度になっても半数の小学校は単級または一部複式学級の学校であり、学級1に本科正教員1人という標準は10年前とまったく同じ0.86人で改善されなかった。二部教授も三学級二担任制も残存していた（島根県 [1979] 209-213）。これらの問題は、基本的には財源不足と教員養成制度の不備（社会的選抜の不調）であり、戦前日本が解決・改善できない問題となっていく。

3. 教員の問題

劣等児の発生原因の一つが、教員の知識と技術の低さにあることは常識だった（松本 [1909.6] 30, 31；二階堂 [1919.6] 24）。広島県では、正教員の比率が1905（明治38）年度の46.5%から1915（大正4）年度の71.14%へと著しく改善されているように見えるが、補充した教員の約4割は検定合格だった（広島県 [1917.3] 21-23, 91）。教員不足を補うために各種の教員養成施設が維持され、また、現職教員の学力補習を行う必要もあった（広島県 [1917] 21-23, 91）。

山口県の教員問題には、澤柳政太郎が教員の学力格差と人材確保に疑問を呈した（澤柳 [1916.3]）。教員が時流に流されやすく、自己の経験に基づく見識がなく、意見が抽象的でその出来にはかなりの差があり、「学力修養に大なる差」があった（p.2-3）。

そこで山口県では、教員の学力補習講習会を12回も県内3箇所で開催する計画を立案したが、准教員にも拡大するために学力補習講習会は「未だ容易く終了」しない見通しになった（防長教育 [1908.10]）。学力不足の教員（尋常正教員を含む）を採用せざるをえない事情とその社会的背景があった（防長教育 [1912.7]）。なお、教員と教育行政の刷新は、県知事指示事項でも盛り込まれていた（防長教育 [1913.9]）。

山口県では、教員の運用にも問題があった。二部教授や単級学校は教職経験が豊かな優良教員が当てられることになっていたが、現実の配置はまったく逆であった（防長教育 [1913.9] 3）。しかし教員不足は、安い給与と低い社会的地位に起因していたから、山口県だけの問題ではなかったはずである。

正教員の慢性的不足という現実のなかで、劣等児教育に有能教員を継続的に確保することが困難だったから、劣等児教育の広範な発展は困難だったことになる。そのうえ、劣等児・低能児の教員には特別の条件が求められる。岡山県の教員・世良長造は、低能児教育の基礎的条件として、忍耐・親切・確固たる信念という一般

的な教員の要素のほかに、精神的・共感的関係、保護者の了解を得ての医療的取扱法と教育的取扱法の併用、指導法の開発をあげる（世良 [1908.7] 24）。常識的な日常の指導や対応を超えて、教員が劣等児の指導的方法を向上させていく必要性は、玉島小校長の船越も指摘する（船越 [1907.9] 25）。

4. その他の条件

(1) 岡山県における劣等児教育発展の基盤：岡山県は、大正10年代までにはすでに他県に比べて劣等児教育において傑出した地方になっており、県教育会雑誌に掲載された劣等児教育関係の点数も多かった。そのすべてが高度な内容をもっていたわけではないが、一定レベル以上の劣等児教育に関する多数の寄稿が共鳴し合って、高い水準へと向上したものと思われる。特筆すべきその専門性と多様性だけでなく、寄稿者の勤務校が都市圏に集中していることはなく、山間僻地の教員もいた（本落 [1913.11] 32）。玉島小学校のように明治末期から、劣等児教育の拠点校があった。こうして、大正時代末期岡山県における劣等児教育の開花には、それ以前にその土壌が形成されていたことになる。

(2) 劣等児教育の必要性に関する地方間・地域間格差の発生：劣等児教育の認識に関する地域差を如実に示しているのは、1908（明治41）年5月に開催された帝国教育会主催の第2回全国小学校教員会議における「發育不完全」児に対する特別学級編制の可否に関する審議である。この会議では、文部省諮問案が2件、帝国教育会提案議案が3件あり、「三、發育不完全ナル児童ノ為メニ特殊ノ学級ヲ設ケルノ可否若シ可トセバ如何ナル編制ヲトルベキカ」が提案された。提案理由のなかで、対象は「小学校ニ於テ心身ノ發育不完全ナル児童（劣等生）」と明記されている。しかし、この提案に対しては議論が紛糾した（帝国教育会 [1908.10] 44-51, 115-124；戸崎 [2000] 40-43）。その理由は、特別学級が設置・運営されていた地域と、特別学級の必要性を認識せず、将来の未知の問題

だった地域とでは、特別学級の必要性についてまったく意見を異にしていたからである。

実質的には特別学級設置提案である主催者案は可決によって、一学級当たりの児童数、男女の編制、教員配置等の基準を明確に関する検討を開始しようという趣旨であった。必要論、不要論、認識未熟論が入り乱れて採決に至らず、調査委員付託となった。調査委員案（全教科＝学年の特別学級と一部教科の特別学級、男女共学、一学級20名程度等）を再度審議するも票決に至らず、決議は延期となる。

この審議過程で注目される第一は、原案審議における反対論者が、青森県弘前市・島根県松江市・岐阜県羽島郡・静岡県浜名郡の小学校長や鳥取県実業補習学校長であり、必要論者は、特別学級を実施または試行している東京市の校長・教育界幹部や群馬県館林・台湾基隆の校長、帝国教育会の幹部だったことである。提案者の劣等児定義が曖昧だった（戸崎 [2000] 41）のではなく、敢えて曖昧にして各地域の多様な必要性に対応できるようにしたと思われる（『日本之小学校教師』を創刊した帝国教育会理事で本会議の責任者・多田房之輔 [1862-1940] と東京府教育会代表で第一瑞光小学校長・山口袈裟治 [1870-1935] の発言参照、帝国教育会 [1908] 47）。

第二に注目されるのは、調査委員案は、原案反対者（松江）や特別学級の必要性を認識していなかった地方の代表者も含んだうで作成された。本会議での議論では必要性を理解できず反対した調査委員も修正案作成のための集中的な議論において、劣等の複雑さと特別学級の（将来的な）必要性を認識するに至ったと思われる。この時期の文部省と帝国教育会との関係には、澤柳会長時代のような緊張関係がなかったことを考えれば（阿部 [1977] 83-89）、劣等児の特別学級編制に関する何らかの法制を設ける好機であり、原案・調査委員案の不採用は、その後の劣等児教育の発展を妨げたと思われる。

この原案提議には伏線があった。明治39（1906）年5月、帝国教育会主催の第一回全国

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

小学校教員会議で、信濃教育会の長野市後町小学校長・三村安次が教育実験談「劣等児童ノ教育」を述べた（三村 [1906]）⁴⁾。このトピックが選ばれたことは、劣等児教育の重要性を認識していた人物が帝国教育会幹部にいたことを意味する。

もう一つの地域差は、大正5年秋に奈良と明石の師範学校附属小学校の分団教授を参観した島根県の教員の感想にみられる。彼は、京阪の発展と活発な活動を肌で感じ、「いつまでも山陰の眠った空気につつまれ静的の空気に甘んじていれば終に活動圏外に放擲」される恐怖を感じ、視察先の児童の活動の「何れを取って持って学ぶべきものたるを信ずる」（松浦 [1917.3]）に至った。

このような感情は、国際的に見れば日本と欧米先進国との教育情報の関係に対応していることはいうまでもない。それゆえ、山積するさまざまな教育上・指導上の問題に苦慮する事態を打開しようとして、日本の教育学者と教員は、欧米先進国から新しい学説の導入を繰り返すことになる。鳥取県では『因伯教育』において、劣等児教育の実践的志向ではなく、モンテッソーリとダルトン関係の記事が繰り返し掲載されたのは、偶然ではない。

(3) 大正デモクラシー：劣等児教育の成立・発展が、大正デモクラシーと称される時代風潮と関連があったことは、一般に認められている。劣等児童の人格尊重・同情的取扱、教師との信頼関係、児童への干渉回避、児童の過失に対する淡泊等とともに「毎時間一回は笑はずべし落胆せしむるべからず」（花田 [1909.9]）とした島根県師範附属小学校訓導（後に県視学官）、花田金之助はその典型である。明治的教育における個人差の無視と画一主義の弊害に対する認識と嫌悪があり、その反動として児童尊重・個人差の重視・個別的取扱（天野 [1979]）という大正的教育の本質があってこそ、劣等児教育は成立・展開したのは明らかである。

しかしながら、事はそれほど単純ではなからう。というのは、県教育会雑誌で個性を表題と

する論文・記事の多さが、劣等児教育や低能児教育に結びつかなかったからである。劣等児教育が低調だった県の教育会雑誌には、個性やそれに関連する外国人名は登場する。個性尊重や教育の個別化は、外国から導入した教育学説上の流行として表層だけの変化で終わり、劣等児教育も画一化する可能性が当初からあったように思われる。劣等児教育は、大正末期にピークを迎える前に下火⁵⁾になりつつあった（澤柳 [1916.3] 9）。流行は算術界でも生じていたから（徳永 [1919.10] 40-41）、小学校教育の特定分野の問題ではなかったのである。

IV. 結論

このように、大正時代末期に倉敷小学校に象徴される劣等児教育の開花は、岡山県では大正中中期までにその準備が整っていたことが明らかになった。たしかに、劣等児問題の重要性を認識し、対処するには、就学率・通学率・卒業比率が高まることは必要条件だったが、劣等児の存在を教育上問題にする社会的状況も必要だった。それは、岡山県で顕著に見られたように、産業構造の変化を背景とする上級学校への進学熱と受験競争だった。小学校は、保護者の上級学校への進学希望を叶えるために児童に学力をつけなければならず、そのためには、劣等児の学力を改善することによって学級全体の学力を向上し、上級学校への進学を可能にすることが期待された。劣等児教育の方法は、当初の日常の指導の延長・拡大から、しだいに教材の選択と配列、児童の組み合わせ方法へと深化したが、一斉教授のなかで工夫された。

劣等や低能の定義の曖昧さや安易な診断に批判的な意見は、教員の素人診断に向けられた。しかし地方の小学校や教師には、きわめて少数しかない心理学や精神医学の専門家の協力を得ることは困難だった。これまた、近代日本が後進国から脱却する過程で内包した矛盾の一つであった。

低能児教育については、小学校教育において、総論的導入論はあったが、まったく具体性がな

く、小学校教育への導入が劣等児教育以上に困難だったことが推測される。

今後の研究課題として、倉敷小学校を典型とする特別学級の成功と限界および戦時体制における変貌を、中国地方の小学校におけるさまざまな教育課題および時代状況のなかで把握し、劣等児教育の成果が継承されなかった理由と背景を究明したい。その際に、劣等児問題の本質は貧困問題にあることはすでに指摘されていたが(石尾 [1912.1])、長期にわたる経済不況と戦時体制の強化のなかで、名目上の皆就学とはうらはらに存在し続けた貧困層の不就学(玉井 [2000])と劣等児問題との関連も検討することにしたい。

【付記】

1. 本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金平成23-26年度基盤研究(B)「日本障害児教育史研究の批判的・総合的検討による教育史像の革新と現代的意義」(研究代表者・中村満紀男)の研究成果の一部である。
2. 本論文の主たる分担は、IおよびIIは岡が、IIIおよびIVは中村が担当した。

註

- 1) 劣等生は、普及段階の中等教育界でも使用されるようになるが、劣等の原因が生徒個人の能力や性向に求められている点で、初等教育界における劣等問題とは基本的に異なる。
- 2) 刊行年と誌名変遷は下記の通りである。なお所蔵状況については、梶山・須田(2000)を参照。鳥取県教育会雑誌(山陰之教育 [1895]、鳥取県教育会雑誌、因伯教育) 一部のみ所蔵なし
鳥根県教育会雑誌(鳥根県私立教育会雑誌 [1885]、鳥根県教育会雑誌、鳥根教育) 一部のみ所蔵なし
岡山県教育会雑誌(教育会雑誌 [1886]、岡山教育会雑誌、私立岡山教育会雑誌、岡山教育雑誌、私立岡山県教育会雑誌、岡山県教育会誌、備作教育) 一部のみ所蔵なし
広島県教育会雑誌(広島教育協会雑誌 [1884]、広島県私立教育協会雑誌、広島県私立教育協会会報、芸備教育) 1890年代初めから1900年代初めまで所蔵館なし

山口県教育会雑誌(山口県教育会報 [1903]、防長教育、防長教育時報、山口県教育) 一部のみ所蔵なし

- 3) 大正初期と末期の鳥根県(大正4年と14年)と広島県(大正2年と12年)における中等学校への進学需要の変化を入学者に対する志願者数でみれば、いずれの学校でも明らかに増加している(括弧内が志願者数。鳥根県 [1979] 196-197; 広島県統計書大正4年 [1926a] 54-57, 60-61; 広島県統計書大正12年 [1926b] 58-59, 62-63, 70-71)。
鳥根県 県立中学校372(558)→688(1189)人
高等女学校(私立1含む)209(284)→618(1002)人
甲種実業学校(市立1含む)207(262)→774(1425)人
広島県 県立中学校1078(3228)→1379(3159)
県立高等女学校1062(1078)→1450(3535)
甲種実業学校(市立1含む)359(363)→779(2344)
- 4) 三村安次の講演は、劣等児学級児童・保護者と他の児童・保護者との関係および改善方法、編制方法、教育内容の設定と指導法、劣等の身体的基盤等、重要な内容を含んでいる。
- 5) 劣等児・精神薄弱児の教育は、戦時体制において大局的には衰微していくとしても、『教育論叢』掲載の論稿に見られるような、昭和15(1940)年前後の劣等児・精神薄弱児教育の実践における高揚の理由と意義を再検討する必要がある。

文献

- 阿部彰(1977)大正・昭和初期教育政策史の研究(2)－プレッシャーグループとしての帝国教育会、教育擁護同盟。大阪大学人間科学部紀要, 3, 83-105. <http://hdl.handle.net/11094/8458> (2013.7.5.閲覧)
- 有岡末太郎(1892.9)注意力の重要なを論ず。岡山教育雑誌, 2, 2-6.
- 浅野辰之進(1911.3)劣等児童の能力を基準としたる算術教材。岡山県教育会誌, 103, 28-34.
- 浅野辰之進(1916.9)高等小学校に於ける算術科分団教授の実際。岡山県教育会誌, 136, 19-25.
- あさぬま・をがわ(1917.9)奥津講習日記。岡山県教育会誌, 142, 53-55.
- 天野正輝(1979)明治末・大正期における指導「個

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

- 別化」の歴史的背景－能力別学級編成を中心にして－. 東北大学教育学部研究紀要, 27, 299-324.
- 厚海卯喜太 (1916.5) 動的教育と分団教授に就て. 防長教育, 198, 13-17.
- 備作教育 (1922.11) 三県連合児童教育研究会. 193, 50-53.
- 防長教育 (1908.4) 県下に於ける模範小学校 (2) 吉敷郡名田島尋常高等小学校. 101, 48-55.
- 防長教育 (1908.5) 不就学者の督励規程. 102, 22-23
- 防長教育 (1908.7) 貧民児童就学奨励法. 104, 14-15.
- 防長教育 (1908.10) 学力補習講習会の今後. 107, 10.
- 防長教育 (1909.2) 不就学者を生じる原因と其の救済方法調査. 111, 25-26
- 防長教育 (1909.7) 教育上より見たる低能児の取扱方. 116, 38.
- 防長教育 (1909.10) 教育問答 低能児童と劣等児童の差異点. 119, 21.
- 防長教育 (1912.1) 本県の低能児童特別取扱法. 146, 39-40.
- 防長教育 (1912.7) 教員の学力問題に就て. 152, 1-2.
- 防長教育 (1913.9) 本県教育の刷新に就て. 166, 3-4.
- 土井郁太 (1924.3) 九州地方教育視察記 (2). 備作教育, 208, 22-27.
- 土井愈吉 (1915.7) 本県小学校教育を一層改良上進するの方案 (梗概). 芸備教育, 136, 5-7.
- 藤本瀧江 (1915.4) 低能児取扱方に就て. 防長教育, 185, 20-23.
- 藤原春太 (1924.5) 九州地方視察記. 備作教育, 210, 74-80.
- 船越茂傳治 (1907.9) 算術科劣等児童の取扱. 岡山県教育会誌, 82, 25-27.
- 芸備教育 (1911.5) 本県学齡児童の就学並に出席の奨励に関する施設状況. 85, 7-10.
- 芸備教育 (1913.9) 山県郡小学校長会同に於ける訓示及訓示事項. 107, 19-20.
- 銀峯 (1905.5) 劣等生の処置法. 島根県私立教育会雑誌, 219, 27-33.
- 花田金之助 (1907.5) 成績不良児童の取扱に就き. 島根県私立教育会雑誌, 246, 26-28.
- 花田金之助 (1909.9) 成績不良学級児童の取扱上の注意. 島根県私立教育会雑誌, 274, 27.
- 早川正逸 (1912.7) 児童の個性別取扱に就いて. 備作教育, 200, 44-45.
- 土方苑子 (2002) 東京の近代学校「国民」教育制度の成立過程. 東京大学出版会.
- 廣中市藏 (1904.12) 教師の注意. 防長教育, 24, 4.
- 広島県 (1913) 広島県統計書 明治44年第2編. 広島県.
- 広島県 (1917) 広島県統計書 大正6年第2編. 広島県.
- 広島県 (1926a) 広島県統計書 大正4年第2編. 広島県. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/974060> (2013.12.19閲覧)
- 広島県 (1926b) 広島県統計書 大正12年第2編. 広島県. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/974079> (2013.12.19閲覧)
- 広島県 (1980) 広島県史 近代1 (通巻5). 広島県.
- 広島県内務部学事兵事課 (1915) 広島県教育概要. 広島県内務部学事兵事課.
- 広島県内務部学事兵事課 (1917) 広島県教育概要 大正6年3月. 広島県内務部学事兵事課.
- 広島県私立教育会会報 (1903.2) 第2回連合教育会. 9, 21-26.
- 平島卓太郎 (1914.1) 変異児の研究及其取扱法に就て. 岡山県教育会誌, 120, 26-30.
- 細川益之 (1917.7) 数と性と優劣から. 芸備教育, 159, 2-4.
- 市原 (1908.5) 尋常小学校算術科に於ける劣等児取扱実験. 因伯教育, 156, 29-31.
- 市川源三 (1910.8) 低能児及其取扱に関して世上の誤解. 小学校, 9 (10), 62-66.
- 居田泰輔 (1904.3) 実験上の瑣談. 防長教育, 24, 3.
- 井上清風 (1916.1) 劣等児に関する調査. 芸備教育, 141, 21-22.
- 因伯教育 (1908.7) 鈴木県視学の話を開きて. 158, 12.
- 因伯教育 (1908.9) 小学校異常児の教育 (論説). 160, 1-2.
- 因伯教育 (1912.11) 低能児を優良児にする電気実験. 211, 49-50.
- 石尾翠峯 (1912.2) 児童取扱上考慮を要する問題2. 因伯教育, 202, 28-34.
- 梶山雅史・須田将司 (2006) 都道府県・旧植民地教育会雑誌 所蔵一覧. 東北大学教育学部研究年報, 54 (2), 445-487.
- 加藤政太 (1922.1) 特別教育の試み. 山口県教育,

- 264, 42-44.
- 木島是市 (1907.11) 劣等生に関する取扱規程. 小学校, 4 (2), 110-111.
- 木山淳一 (1915.5) 劣等児不良児の救済を主としたる野外教授. 岡山県教育会誌, 128, 38-40.
- 教育学術界 (1909.3) 低能児の取扱に就て (主張). 18 (6), 2.
- 久保田嘉雄 (1920.2) 尋常五六学年綴方に於ける韻文. 岡山県教育会誌, 159, 29-37.
- 呉市小学校 (1915.8) 算術科に於ける劣等児童救済研究. 芸備教育, 136, 21-23.
- 松本眞英 (1917.9) 特殊学級を設置せよ. 因伯教育, 269, 12-14.
- 松本稔 (1909.6) 劣等生に対する所感及び余の卑見. 教育実験界, 23 (11), 30-33.
- 松本稔 (1909.6) 劣等生に対する所感及び余の卑見. 教育実験界, 23 (11), 30-34.
- 松浦守衛 (1917.3) 分団教授瞥見記. 島根県私立教育会雑誌, 319, 29-34.
- 松岡勲 (1905.2) 学級に於ける学力の不平均を平均ならしめんとしたる実験. 島根県私立教育会雑誌, 219, 19-21.
- 三村安次 (1906) 劣等児ノ教育. 第一回全国小学校教員会議録. 帝国教育会, 151-154.
- 宮城県教育雑誌 (1899.10) 第二地方部師範附属主事協議会. 58, 36.
- 三宅秀 (1899.6) 教育衛生講義. 私立岡山県教育会雑誌, 34, 90-95.
- 守屋弘太 (1915.9) 異常児童に関する研究. 岡山県教育会誌, 130, 4-14.
- 本落壽賀治 (1913.11) 高学年算術科教授の研究. 岡山県教育会誌, 119, 31-35.
- 長沼こづゑ (1910.3) 劣等児救済について. 防長教育, 124, 40-42.
- 中原王山 (1901.1) 北陸観察記. 岡山県教育会誌, 69, 46-50.
- 二階堂隆光 (1919.6) 綴方教授上二三の問題について. 岡山県教育会誌, 151, 24-29.
- 西村百太郎 (1910.10) 福岡女子師範附属校參觀録摘要. 島根県私立教育会雑誌, 282, 15-19.
- 野田澤軍治 (1918.3) 算術科に於ける劣等生の取扱. 岡山県教育会誌, 145, 51-54.
- 岡太学 (1909.6) 算術教授管見. 芸備教育, 62, 3.
- 岡太学 (1914.1) 全国訓導協議会状況 (算数科研究報告書). 芸備教育, 117, 7-9.
- 岡山県 (1905.2.24) 岡山県訓令第8号. 岡山県報, 100, 1275.
- 岡山県 (1912) 岡山県統計書 明治39年. 岡山県.
- 岡山県 (1919) 岡山県統計書 大正6年. 岡山県.
- 岡山県女子師範学校附属小学校 (1907.7) 二部教授と劣等児童の取扱法. 日本之小学教師, 9 (103), 411-412.
- 岡山県教育会 (1905.8) 戦時岡山県教育状況 (岡山県教育会誌69号付録).
- 岡山県教育会誌 (1905.9) 岡山市通信. 69, 41.
- 岡山県教育会誌 (1908.6) 現代教育の進歩. 86, 4.
- 岡山県教育会雑誌 (1892.1) 小児観察の主趣. 65, 28-30.
- 岡山教育雑誌 (1892.7) 齒と知慧との関係. 2, 18-19.
- 岡山県私立上道郡教育会 (1909.4) 劣等児童取扱法. 日本之小学教師, 10 (112), 31-34.
- 岡崎保治 (1907.9) 劣等児童の学級を論ず. 岡山県教育会誌, 82, 22-25.
- 岡安末吉 (1901.6) 遅鈍なる児童を如何に取扱ふべき乎. 小学校之教師, 3 (30), 16-19.
- 大森太次郎 (1917.9) 初学年劣等児教育に就て. 岡山県教育会誌, 142, 24-26.
- 乙竹岩造 (1911.1) 所謂高能者教育に就て. 教育界, 10 (3), 10-17.
- 柳水生 (1908.2) 劣等生及之が救済に関する研究. 防長教育99, 33.
- 迫ゆかり (1989) 「劣等児・低能児」学級史研究の動向. 特殊教育学研究, 27 (2), 105-110.
- 迫ゆかり・清水寛・志賀兼充 (1987) 岡山県における「劣等児・低能児」教育問題の顕在過程. 精神薄弱問題史研究紀要, 29, 15-34.
- 迫ゆかり・清水寛 (1989) 大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴. 特殊教育学研究27 (3), 31-43.
- 眞田正一郎 (1918.2) 我校の教育. 岡山県教育会誌, 144, 47-51.
- 佐藤秀夫 (1971) 大正・昭和前期. 海後宗臣 (編) 日本近代教育史事典. 平凡社. 174-176.
- 澤柳政太郎 (1916.3) 小学教育に関する調査. 防長教育, 196, 1-29.
- 静枝 (1909.7) 低能児の教育について. 防長教育, 116, 27-28.
- 世良長造 (1908.8) 低能児童の取扱に就て余の卑見. 岡山県教育会誌, 87, 22-24.

大正時代中期までの中国地方初等教育界における劣等児問題の認識と対処

- 島根県私立教育会雑誌 (1904.10) 明治37年八束郡
壮丁学力検査の結果. 215, 49-54.
- 島根県近代教育編さん事務局 (1979) 島根県近代
教育史2 通史. 島根県教育委員会.
- 島根県私立教育会雑誌 (1908.12) 低能児の認定.
265, 35-36.
- 島根県私立教育会雑誌 (1910.8) 低能児の全治.
280, 31-32.
- 清水淳 (1907.5) 特殊児童教育の方法を論ず (承前
完結). 岡山県教育会誌, 81, 13-18.
- 清水寛・迫ゆかり (1989) 大正自由教育と障害児
教育(1) - 斎藤諸平と倉敷小学校の特別学級(1).
埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学), 38(2),
39-59.
- 私立岡山県教育会雑誌 (1898.8) 就学児童成績と出
席日数. 30, 48-49.
- 私立岡山県教育会雑誌 (1900.12) 学校衛生と学校
医問題. 42, 21.
- 私立岡山県教育会雑誌 (1904.9) 岡山県国民教育の
普及に就て. 64, 71-76.
- 小学校 (1912.1) 巻頭言. 12(8), 1.
- 菅濟治 (1914.1) 教授上通弊と認むる点. 岡山県教
育会誌, 10, 19-24.
- 田熊義知 (1915.9) 個別的取扱と教便物. 岡山県教
育会誌, 130, 25-26.
- 田熊義知 (1915.12) 個別的取扱と教便物カードに
就て. 愛媛教育, 343, 28-30.
- 玉井康之 (2000) 明治中期の就学率の推移と地方
再編 - 岡山県の就学率と貧困階層の滞留を中心
として -. 岡山大学経済学雑誌, 31(4), 85-111.
<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/journal/41513>
(2013.8.1閲覧)
- 帝国教育会 (1908.10) 第2回全国小学校教員会議録.
帝国教育会.
- 寺尾作一 (1909.3) 低能児教育論. 芸備教育, 59, 1.
- 寺尾作一 (1909.5) 学理に照らして実地を重んずべ
し. 芸備教育, 61, 1.
- 寺尾作一 (1910.7) 天才児・低能児教育法. 芸備教
育, 75, 2-3.
- 徳永春太 (1919.10) 小学校の算術科に関する卑見.
備作教育, 155, 40-42.
- 戸崎敬子 (2000) 新特別学級史研究 - 特別学級の
成立・展開過程とその実態. 多賀出版.
- 鳥取県教育雑誌 (1905.9) 明治38年4月末日現在就
学歩合表. 124, 38.
- 鳥取県教育雑誌 (1907.5) 特殊児童の教育一. 144,
10-12.
- 豊浦郡小月小学校 (1915.11) 我校新教育の理論並
に實際. 防長教育, 192, 3-9.
- 通商産業大臣官房調査統計部 (1961) 工業統計50
年史. 大蔵省印刷局.
- 渡邊頼母 (1923) 岡山県教育史. 渡邊頼母.
- 山田竹三郎 (1904.2) 劣等生の救済策. 防長教育,
22, 4. 山口県 (1909) 山口県教育資料1, 3. 山
口県.
- 山下愛雄 (1915.5) 能力を顧慮したる筆算初歩の教
授と余が企画. 岡山県教育会誌, 128, 32-37.
- 安田親治 (1914.7) 日本化せるマンハイム方式. 防
長教育, 176, 11-13.
- 安田親治 (1914.10) 一学級内に於ける独立マンハ
イム方式. 防長教育, 179, 8-12.
- 安田親治 (1915.6) 課外教授に応用したるマンハイ
ム方式. 防長教育, 187, 24-30.
- 2013.9.8 受稿、2014.1.15 受理 ——

The Recognition of Slow Learners Problem and Their Education in Primary School in the Chugoku Area before the Middle Years of Taisho Era

Noriko OKA* and Makio NAKAMURA**

The purpose of this paper is to investigate some educational and social conditions for educational recognition of slow learners and the development of their teaching method in the prefectural teachers' association journals, through comparison of the educational undertaking process among the elementary schools of five prefectures in the Chugoku area from last period of the Meiji era to the middle years of Taisho era. The causes of incidence of slow learners were considered many environmental factors of class management system such as a half day school, shortage of teachers and their low ability, and the poverty that prevents slow learners to attend to the school. When it comes to the Taisho era, reflection on the unified and cramming teaching methods of the Meiji era, the importance of individual differences among children and the respect for children in the Taisho democracy, gave birth to the attention of slow learners. Special education for slow learners became prosperous in the Okayama prefecture among the five prefectures, and there were many teachers and principals who were interested in education of slow learners in the entire Okayama prefecture. It is believed that the proliferation of pathways to the secondary school in the context of the industrial structure required the efficiency of primary school education in the Okayama, and as a result, education of slow learners had grown indirectly.

Key words: slow learners, Chugoku area, going on to secondary school, Taisho democracy, change in industrial structure

* University of Tsukuba

** Fukuyama City University